

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」
平成25年度第1回会議の審議の概要

- 1 日 時 平成25年11月15日（金） 11:00～15:20
- 2 場 所 和歌山県有田川町清水行政局 会議室
- 3 内 容

(1) 審議事項

平成25年度強い農業づくり交付金等の執行状況について
『強い農業づくり交付金』（食品流通課、果樹園芸課）
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（果樹園芸課）

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当課から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員会として特に異議はなかった。

主な意見、質問は以下のとおり。

(1) 平成25年度における各種事業状況に対する委員からのご意見

○谷委員

14 ページのマル有共選とゆら選果場ですが、同種の事業内容で価格が1.5倍ほど違うのですが、それはなぜですか。

☆果樹園芸課

事業内容としましては、光センサー選果機を導入するという同種の整備内容でございますが、事業費の低減を図るために、それぞれ既存施設の有効活用を図ることとしてございます。よって、選果ラインや封函機といった既設部分の使用割合が異なるため、事業費に相違がございます。

○大泉委員

15 ページのかつらぎ PA の交流施設ですが、こういった施設は民間が実施したり、自治体を実施しているケースがあると思いますが、今回のケースでは、かつらぎ町が実施するということをどの様にして決定しているのですか。道路管理者は NEXCO 西日本でしょうから、NEXCO と協議して決めているのですか。

それから、事業収益は最終的にどの様な形で利用され、どの様にして地元に還元されるのでしょうか。

☆果樹園芸課

かつらぎ PA の交流施設についてですが、こちらは高規格幹線道路ですので国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が所管です。工事自体は国土交通省が実施しています。

和歌山県内の京奈和自動車道（橋本市ー和歌山市間）では、PA がここしかありません。それについては、事前に各関係機関と打合せしながら、かつらぎ町、国土交通省と県との打合せの中で実施してきていると聞いてございます。

○大泉委員

NEXCOではなくて、国が実施しているのですね。

☆果樹園芸課

そうです。国土交通省近畿地方整備局が実施しております。

次に、収益についてですが、計画時点の活性化計画の中で、入込客数を増加させる目標を立てており、それとともに、費用対効果を策定しております。費用対効果算定の中で、収支計画も策定しています。費用対効果は 1.0 以上なければなりません。補助事業では、このようにトータル的に事業効果を検討しております。

○大泉委員

事業ですから、何らかの利益を求めていかないといけないですよ。入込客数以外に利益などを計算した目標はないのですか。

☆果樹園芸課

費用対効果の中では、収入と支出を算出して計算してございます。この中で赤字にならないように計画しています。

☆果樹園芸課

地元への利益還元ということですが、地元農家は農産物を出荷し、その売上金を還元して頂くことで、生産者は潤うでしょうし、管理運営主体は、主に手数料収入などが利益となると思います。

利益部分は運営主体の利益となるとともに、地元の雇用者への人件費などに充当されている形だと思います。

□食品流通課

委員お話しのように、まず来てもらうことが大事だと思います。施設にお越しいただくことで、また温泉にも入って頂くとか、周辺への波及効果もございます。

○寺内委員

あさぎり交流施設については、平成 25 年度は、もう既に完成して稼働しているのですよね。

☆果樹園芸課

はい、稼働してございます。

○寺内委員

これまでの稼働実績に基づくと、費用対効果は 1.0 以上あると検証されていますか。

☆果樹園芸課

当施設については、まだ稼働されたばかりですので、現在のところ、県では実績数字を把握しておらず、検証はしていません。

○寺内委員

やはり年度ごとに、実際どの様な実績になっているのかをきちんと検証しておく必要があると思います。

もう一つ、来年度の政府予算の中で、強い農業づくり交付金 334 億円が概算要求されておりますが、和歌山県としては、どの様に活用する予定ですか。今の段階で判っているところがあれば、教えて下さい。

☆果樹園芸課

次年度の強い農業づくり交付金を活用した整備予定事業ですが、田辺市にございます JA 紀南総合選果場の 18 条の柑橘選果機を整備していきたいと考えております。それか

ら、有田川町にありますマル御共選では、6条の柑橘選果機を整備する予定です。

この2件について、今のところ、予定として聞いてございます。

○寺内委員

可能性はあるのですか。

☆果樹園芸課

この2件については、平成26年度当初予算へ申請していきたいと考えております。

○寺内委員

新規に施設整備をするといった要望はあるのですか。

☆果樹園芸課

新規での整備は、比較的少ないです。やはり、既存施設の老朽化に伴い、それらの更新を機会に機能アップを図るなどして整備するケースが殆どです。

○内藤委員

国の予算についてですが、強い農業づくり交付金と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、事業内容が異なるのですか。

選果施設など生産振興施設の整備は強い農業づくり交付金、交流関連施設は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で整備するという仕組みですか。

☆果樹園芸課

はい、そうです。

○内藤委員

国の予算編成は、各都道府県からの要望額、つまり国民の要望額に応じて要求されているのでしょうか。

☆果樹園芸課

基本的にはそうだと思います。

○内藤委員

和歌山県におけるこれまでの実績をみますと、強い農業づくり交付金の利用が多く、その内容を見ますと選果機の整備、特に、非破壊糖酸センサーの整備が多いですね。

この光センサーですが、県内ではどれくらいの普及率でしょうか。

☆果樹園芸課

殆どの選果場で導入されています。

○内藤委員

それらが老朽化してきて、更新の需要が多いのですね。

☆果樹園芸課

そうです。

○内藤委員

一時期は、国の施策も補助から融資へという流れもありましたが、県としては活用できる事業はできるだけ活用して、どんどん整備して行って欲しいと思います。

○大泉委員

ミカンに関していえば、和歌山県は全国で生産量トップで、それを維持しておられますよね。しかし、近年、単価では、愛媛などにやや負けています。

こういう事業は産地競争力を高めるためのものですが、他産地と比べて和歌山県産の評価（単価）低いのはなぜでしょうか。

□食品流通課

和歌山は京阪神への出荷が多く、出荷経費は安くなります。一方、愛媛などは、出荷経費分を考慮すると高めに購入せざるを得ないところもあります。

また、愛媛は、厳選出荷をしているため、加工率が非常に高く、生果の比率は7割程度です。一方、和歌山は、生果の比率が9割程度であり、生産者の実入りは和歌山の方が多くなっていると考えます。

愛媛県のみかん産地は、東京ではブランドですが、産地の高齢化が激しく、最近では、将来を見据えて、和歌山県産有田みかんの産地を確保しようという動きも見られます。

○内藤委員

和歌山市中央卸売市場整備の補助率が低いのはなぜですか。

□食品流通課

市場の整備については、交付金の規定で1/3と決まっております。

6. 現地調査の概要

①現地調査

- ・有田川町「あさぎり交流施設」都市農山漁村交流促進施設（H22～H24）
有田川町清水 1255-1

②現地調査

- ・有田川町「どんどん広場」農産物直売施設（H12）
有田川町庄 1003-2

③現地調査

- ・JA ありだ「総合選果場」柑橘集出荷貯蔵施設（H22）
有田川町中野 5

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」 平成25年度第1回会議の開催状況

1. 有田川町清水行政局における標記会議の開催

第3者部会の開催



本年度事業の執行状況を説明



2. 現地調査①

有田川町「あさぎり体験・交流施設」都市農山漁村総合交流促進施設
(平成22～24年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)



3. 現地調査②

有田川町「どんどん広場」農産物直売施設
(平成12年度 地域農業基盤確立農業構造改善事業)



4. 現地調査③

JA ありだ「AQ 総合選果場」柑橘集出荷貯蔵施設
(平成 22 年度 強い農業づくり交付金事業)



平成25年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

日時 平成25年11月15日（金）11時00分～
場所 有田川町清水行政局 会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 審議事項

- (1) 部会長ならびに副部会長の選任について
- (2) 平成25年度強い農業づくり交付金等の執行状況について
『強い農業づくり交付金』（食品流通課、果樹園芸課）
『地域自主戦略交付金』（果樹園芸課）
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（果樹園芸課）
- (3) その他

4 現地調査

- (1) 有田川町「あさぎり交流施設」都市農山漁村交流促進施設
有田川町清水1255-1
- (2) 有田川町「どんどん広場」農産物直売施設
有田川町庄1003-2
- (3) JA ありだ「AQ 総合選果場」柑橘集出荷貯蔵施設
有田川町中野5

「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」出席者名簿

日時：平成25年11月15日 11:00～

	所 属	役 職	氏 名	会議	現地
1	委 員	元県農林水産部次長	内藤 宗次	○	○
2	委 員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次	○	○
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	寺内 豊麿	○	○
4	委 員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々	○	○

	所 属	役 職	氏 名	会議	現地
5	JAありだAQ総合選果場	場 長	石谷 和成	—	○
6	有田川町清水行政局産業振興室	室 長	福原 和博	—	○
7	有田川町産業課	主 任	松尾 浩伸	—	○
8	農業生産局果樹園芸課	課長補佐	岩本 和也	○	○
9	農業政策局食品流通課	生産者支援班長	立石 修	○	○
10	有田振興局農業振興課	課 長	片山 泰弘	○	○
11	和歌山県農業会議	経営構造コンダクター	松井 隆幸	○	○
12	農業生産局果樹園芸課(事務局)	産地振興班長	中谷 方弥	○	○
13	〃	主 任	仲 真永	○	○
14	〃	主 査	森 敏紀	○	○
15	〃	副主査	藤原 豪	○	○

平成25年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

座 席 表

○ ○ ○ ○ ○

寺内委員	大泉委員	内藤委員	谷委員
------	------	------	-----

○ ○ ○ ○ ○

立石班長	岩本課長補佐	仲主任	司会 中谷班長
------	--------	-----	---------

○ ○ ○ ○ ○

松井コングクター	片山課長	藤原副主査	森主査
----------	------	-------	-----

農業及び農山村の振興に係る第3者部会 日程

開催日：平成25年11月15日（金） 11：00～15：20

日 程	場 所	内 容
9:40	J R 和歌山駅	公用車にて移動
		移 動（公用車）80分
11:00～12:00 (60分)	有田川町清水行政局 会議室	第3者部会の開催 協議事項等 ① H25 事業の執行状況 ② その他
		移 動（公用車）
12:00～13:00 (60分)	あさぎり内 「飲食物販棟（レストラン）」	昼食・休憩
※昼食後	有田川町清水 都市農村交流施設「あさぎり」	現地調査1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（H22～H24）
		移 動（公用車）30分
13:30～14:20 (50分)	有田川町庄 有田川町「どんどん広場」 農産物直売施設	現地調査2 地域農業基盤確立農業構造改善事業（H12）
		移 動（公用車）10分
14:30～15:20 (50分)	有田川町金屋 JA ありだ AQ 総合選果場 農産物（柑橘）集出荷施設	現地調査3 強い農業づくり交付金事業（H22）
15:20		閉 会
		移 動（公用車）60分
16:20頃	J R 和歌山駅	到着・解散

※都合により時間が前後する可能性があります。

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第3者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号

最終改正 平成 25 年 7 月 5 日 条例第 40 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34・昭 51 条例 38・平 11 条例 33・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2～4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 1 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号

改正 平成 25 年 7 月 5 日 規則第 55 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	16人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	中山間地域等直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農地・水・環境保全向上対策推進部会	当該年度の事業の執行状況及び各地区の取り組みについての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 (略)

附 則(平成25年7月5日規則第55号)

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

1)～第7 [省略]

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(ア) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(イ) 計画主体は、(ア)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(ウ) (イ)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(エ) 農林水産大臣は、(イ)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 改善計画

(オ) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(カ) 計画主体は、(オ)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(キ)～(ク) [省略]

2) 交付金の適正な執行の確保

3 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

農業施設整備関連予算の概要

国における農業施設整備関連予算の変遷と概要(H24～H26)

資料2

H25.11

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成24年度	平成25年度	平成26年度	H24当初 (億円)	H24補正 (億円)	H25当初 (億円)	H26当初 (億円)
①	地域自主戦略交付金	定住等の促進に向けた、農業の生産基盤及び施設の整備を支援します。 ※上限事業費:10億円	地域自主戦略交付金は廃止	県計画 県・市町村共同計画 (1年限り)	廃止	-	-	-	-	-	-
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金										
②	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	定住等の促進に向けた、農業の生産基盤及び施設の整備を支援します。 ※上限事業費:10億円	県計画・共同計画・市町村単独計画まで対象 1/2以内または3/10以内	間接補助事業 (国→県→市町村→ 事業実施主体)	○	○	○	41	60	62	70
	農業・食品産業強化対策整備に関する事業 (強い農業づくり交付金)										
③	地域自主戦略交付金	集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の共同利用施設導入経費を支援します。	地域自主戦略交付金は廃止	再編整備に係るもの (1年限り)	廃止	-	-	37	-	-	-
	強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化・食品流通の合理化)										
④	強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化・食品流通の合理化)	集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設、中央卸売市場等の共同利用施設導入経費を支援します。	補助上限を撤廃 1/2以内	再編整備以外のもの	○	○	○	21	215	244	334
⑤		(新規就農者補助) 農業用機械施設の導入を支援します。 ※補助上限額:400万円	融資主体型補助へ統合		-	-	-		-	-	-
⑥	経営体育成支援事業	(融資主体補助型) 融資を受けて農業用機械施設を導入する場合の自己資金部分について補助します。	3/10以内かつ300万円まで	間接補助事業 [国→県→市町村 (事業実施主体)→ 助成対象者]	○	○	○	63	34	47	50
		(条件不利地域補助型) 経営規模の雲細な地域等において、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備を支援します。 ※補助上限額:4,000万円	条件不利地域であること 1/2以内								
⑦											

平成25年度

強い農業づくり交付金等の国庫事業に係る事業計画について

国庫交付金を活用した実施予定の事業計画一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	国費	
		国費	県費
強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）	2,723,643	1,281,420	0
強い農業づくり交付金（食品流通の合理化）	524,970	175,424	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	4,748	2,374	0
地域自主戦略交付金（交流施設に係るもの）	127,302	63,651	0
合計	3,380,663	1,522,869	0

◆強い農業づくり交付金【新規地区】

※H25事業費には、H24繰越額含む。附帯事務費除く。

政策目標	事業名 (取組名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H25事業費 (千円)		備考
					税込	国費 県費	
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	有田川町	マル有 共選組合	○マル有共選の選果機 非破壊糖酸センサーシステム6条 一式 (柑橘 6条1系列) 【H24繰越】	207,900	99,000	【事業の概要】 選果施設に、高品位なカラマー グレートナー・非破壊糖酸センサーを導入す ることにより、高品質で安全・安心な果実 を連年出荷できる体制を充実させる。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	日高川町 御坊市	J A 紀州中央	○柑橘選果場の選果機 非破壊糖酸センサーシステム6条 一式 (柑橘 6条1系列) 【H24繰越】 ○予冷センサーの貯蔵庫 不知火貯蔵施設 (30 t × 2室) 【H24繰越】	333,690	158,900	【事業の概要】 選果施設に、高品位なカラマー グレートナー・非破壊糖酸センサーを導入す るとともに、予冷センサーに不知火貯蔵庫 を設置することにより、連年、高品質で安 全・安心な果実を長期間出荷できる体制を 充実させる。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (生産技術高度化施設整備)	橋本市	(株)恋野マツ シユルルム	○マツシユルルムの栽培施設 【H24繰越】 ・栽培施設901.9㎡ ・作業棟199.04㎡ ・付帯設備	242,661	100,000	【事業の概要】 橋本市恋野地区で、新たな導入品目として マツシユルルムの通年生産可能な栽培棟10 棟及び作業棟を整備し、それらの生産・販 売による安定した農業経営を表現するとと もに、地域農業の振興と地産地消を促す。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	由良町	J A グリーン 日高	○ゆら柑橘選果場の選果機 非破壊糖酸センサーシステム6条 一式 (柑橘 6条1系列)	294,000	140,000	【事業の概要】 ゆら柑橘選果場の選果施設に、高品位なカ ラマーグレートナー・非破壊糖酸センサーを導 入することにより、高品質で安全・安心な 果実を連年出荷できる体制を充実させる。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (農産物処理加工施設)	紀の川市	和歌山県 農業協同組合 連合会	○県農桃山ジュース工場の整備 荷受設備・選別洗浄設備・選果搬送設備・搾汁施 設・濃縮設備 一式 (処理量250t/日 年間搾汁予定量10,000ト)	1,645,392	783,520	【事業の概要】 荷受・搬送設備の改善を図り、果汁原料のみ 仕分作業効率化され、優良産地の原料のみ を厳選搾汁することにより、高品質で安 全・安心な柑橘果汁を安定出荷できる体制 を充実させる。
合計					2,723,643	1,281,420	

◆強い農業づくり交付金【継続地区】

※H25事業費には、H24繰越額含む。附帯事務費除く。

政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H25事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
食糧流通の 合理化	強い農業づくり交付金	和歌山市	和歌山市	和歌山市中央卸売市場整備 冷蔵・冷凍施設 施設の機能別内訳 C級冷凍庫(チルド0~10℃) 432㎡ F級冷凍庫(冷凍-25℃) 607㎡ SF級冷凍庫(超低温-50~-60℃) 164㎡ その他(機械室、操作室等) 120㎡ 市町村附帯事務費 補助率:整備事業費1/3、附帯事務費1/2	524,970	175,424	●H23年度採択。 ●H24年度に実施設計を繰越実施 委託事業費 11,456千円 国庫交付金 3,818千円 ●超低温設備(-60℃)を有する冷蔵庫棟の 整備。 ●H25年度は本体工事。 ●総事業費: 536,425千円 (国庫交付金 179,242千円)
合 計					524,970	175,424	0

◆農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【新規地区】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H25事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
農山漁村の 活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (地域資源活用総合交流 促進施設整備)	かつらぎ町地区 (かつらぎ町)	かつらぎ町	○地域連携販売力強化施設 ・H25-実施設計 4,748千円 ・H26-建築工事 102,815千円 (飲食・物販) 1棟 300㎡	4,748	2,374	【事業の概要】 全体事業費: 107,563千円(H25~H26) 京奈和自動車道かつらぎパーキングエリア (上り)内に都市と農村地域の交流を促進 する施設(農産物販売・飲食等)を整備す ることとで、入込客数の増加を目指し、農村 地域の活性化を図る。
合 計					4,748	2,374	0

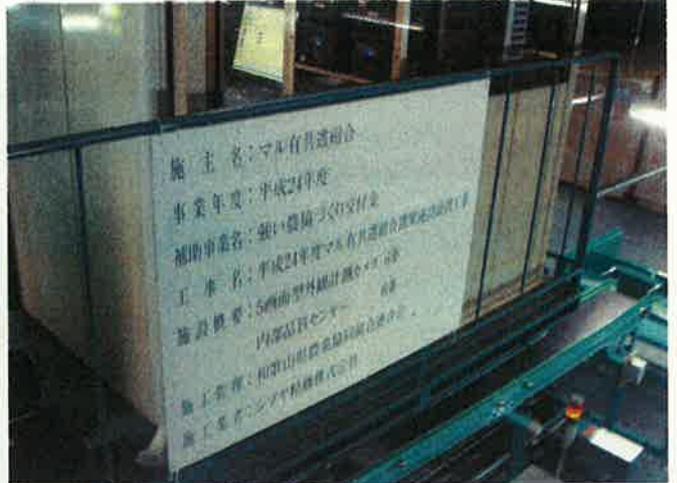
◆地域自主戦略交付金【継続地区】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H25事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
農山漁村の 活性化	地域自主戦略交付金 (都市農山漁村総合交流 促進施設整備)	清水地区 (有田川町)	有田川町	○有田川町総合交流促進施設 ・H22-実施設計・設計監理、雑費等 6,503千円 ・H23-建築工事 208,498千円 (宿泊棟)2階建て 4棟 399㎡ (体験・作業棟) 8棟 305㎡ (山椒体験棟) 1棟 74㎡ ・H24-建築工事 127,302千円 (飲食・物販棟) 1棟 462㎡	127,302	63,651	【事業の概要】 全体事業費: 342,303千円(H22~H24) 既存体験学習施設等の統合整備を行い、都 市と農村地域の交流を促進することとで、交 流人口の増加を目指し、農村地域の活性化 を図る。
合 計					127,302	63,651	0

「参考資料」

マル有共選組合選果場の選果機整備

強い農業づくり交付金(平成24年度繰越)



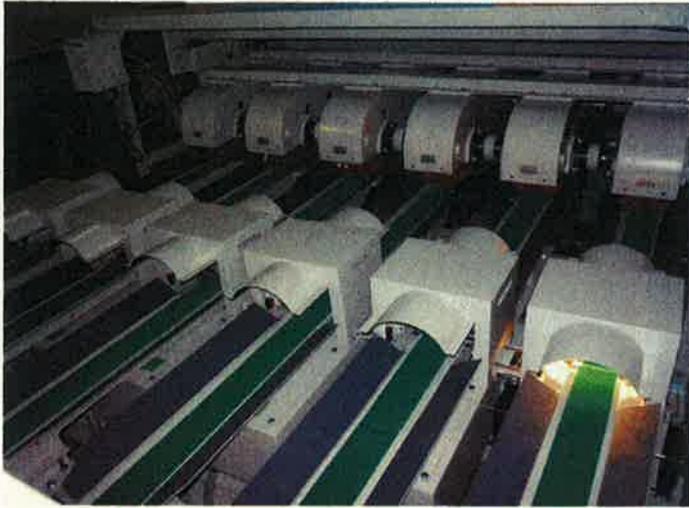
○整備内容

- 【左】外部品質センサー(腐敗検出を含む)および内部品質センサー(ス上がり検出を含む)
- 【左下】手選別設備
- 【右下】箱詰め設備



JA紀州中央 柑橘選果場選果機および予冷センターの貯蔵庫整備

強い農業づくり交付金(平成24年度繰越)

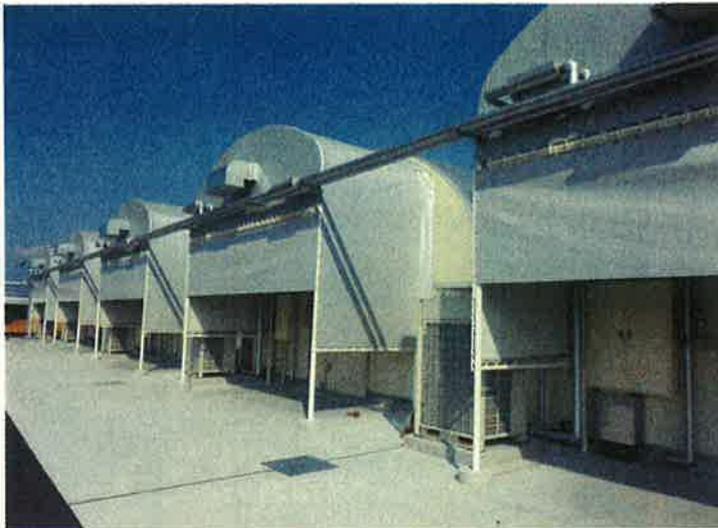


○整備内容

- ・柑橘選果場選果機
【左上】外部品質センサー(腐敗検出を含む)
【右上】内部品質センサー(ス上がり検出を含む)
【左】不知火(デコポン)手詰めライン
- ・予冷センター貯蔵庫
【下】不知火(デコポン)貯蔵庫(30t×2室)



株式会社恋野マッシュルーム栽培施設



マッシュルーム栽培棟



栽培棟内部 栽培棚



マッシュルーム栽培風景

JAグリーン日高 ゆら柑橘選果場の選果機整備

強い農業づくり交付金(平成25年度)



○整備内容

- ・既存の外部品質および内部品質センサー【右上】の機能向上
(腐敗果およびス上がり果検出機能を有するものに整備)
- ・条数は既存【左】と同じ6条

◆ **和歌山県農業協同組合連合会**
 (和歌山農協食品工業株式会社)

農産物処理加工施設整備
 (柑橘搾汁施設)



柑橘ジュース工場における搾汁行程

■ **搾汁設備**



原料保管ボックス



原料選別設備



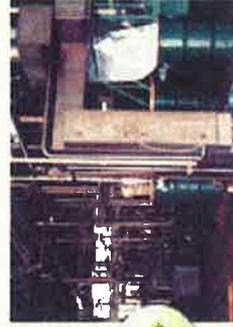
インライン搾汁機



ストレート果汁充填室



凝縮設備



濃縮果汁充填室

◆和歌山市中央卸売市場

- 開設者：和歌山市
- 所在地：和歌山市西浜1660番地の401
- 開設日：昭和49年4月19日（業務開始）
- 敷地面積：132,237平方メートル（約4万坪）
- 取扱品目：
 - 青果部
 - 野菜及びその加工品等
 - 果実及びその加工品等
 - 水産物部
 - 生鮮水産物
 - 加工水産物（塩干、冷凍等）
- 今回整備内容：
 - 中央卸売市場施設整備
 - （冷蔵・冷凍施設1,335㎡）

中央卸売市場とは・・・

卸売市場とは、野菜、果実、魚類等の生鮮食品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものを言います。

そのうち、中央卸売市場とは、都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設するものです。



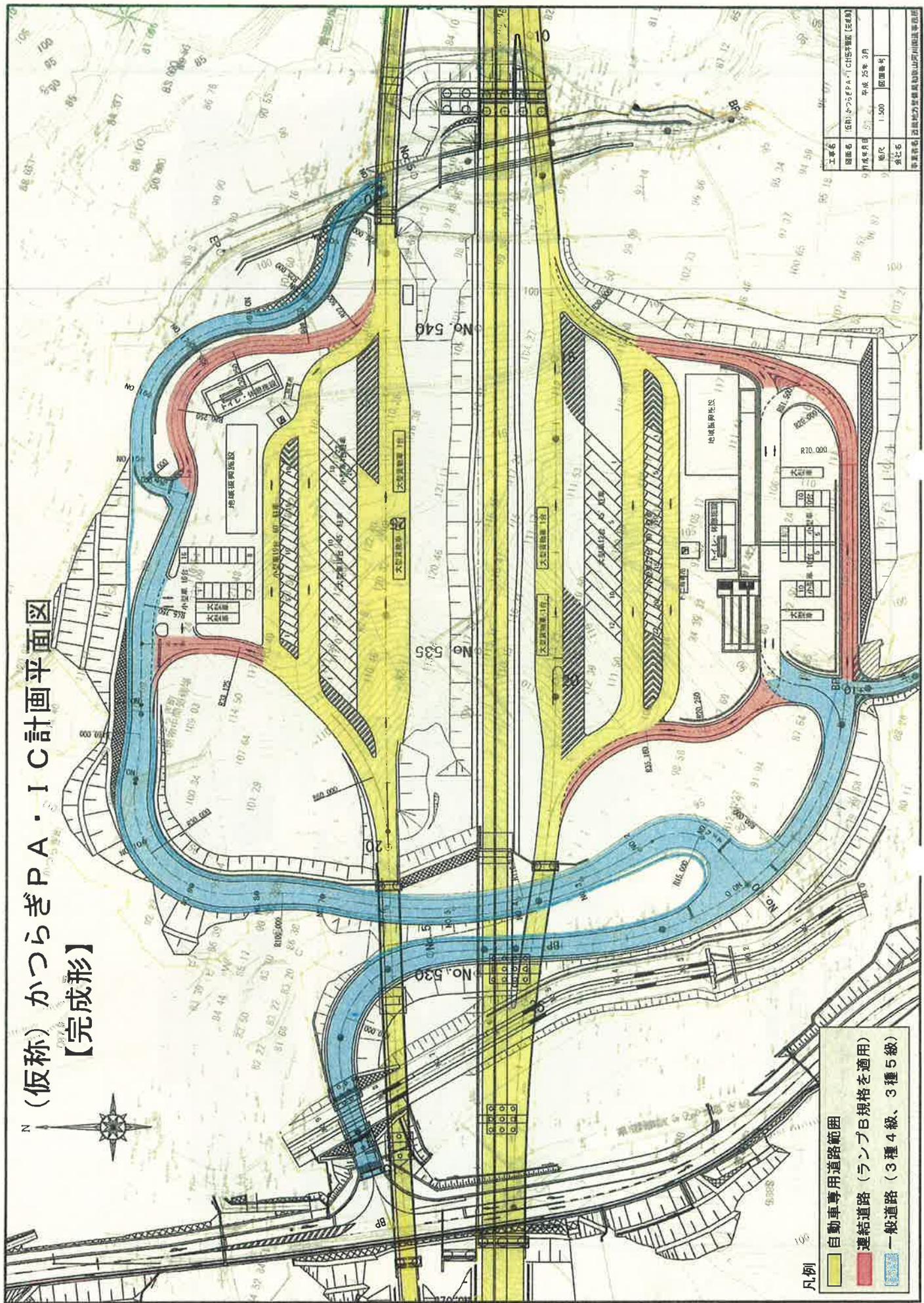
かつらぎパーキングエリア地域振興施設

ハイウェイの魅力あふれるファーマーズオアシス

～かつらぎ町の特産品発信拠点～



（仮称）かつらぎPA・IC計画平面図
【完成形】

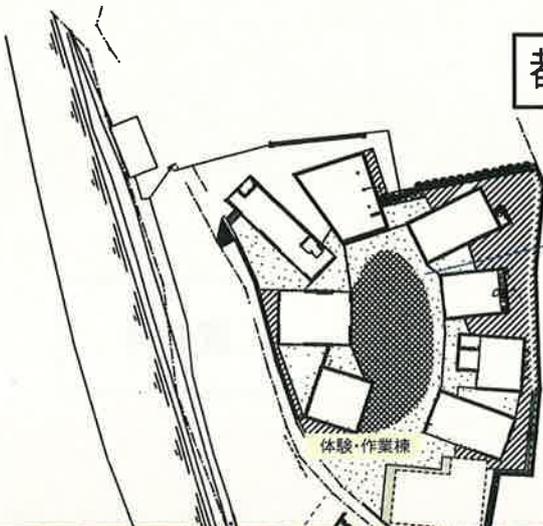


凡例

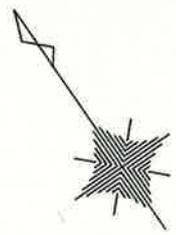
- 自動車専用道路範囲
- 連結道路（ランプB規格を適用）
- 一般道路（3種4級、3種5級）

工事名	（仮称）かつらぎPA・IC（仮称）
図面名	（仮称）かつらぎPA・IC（仮称）
作成年月日	平成 25年 3月
縮尺	1/500
図面番号	9
巻数	2/6
作成者	国土院 国土院 国土院 国土院 国土院 国土院

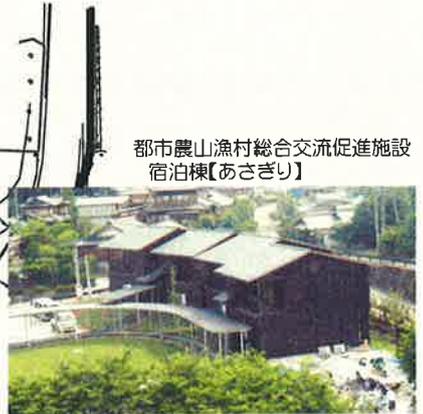
都市農山漁村総合交流促進施設の概要



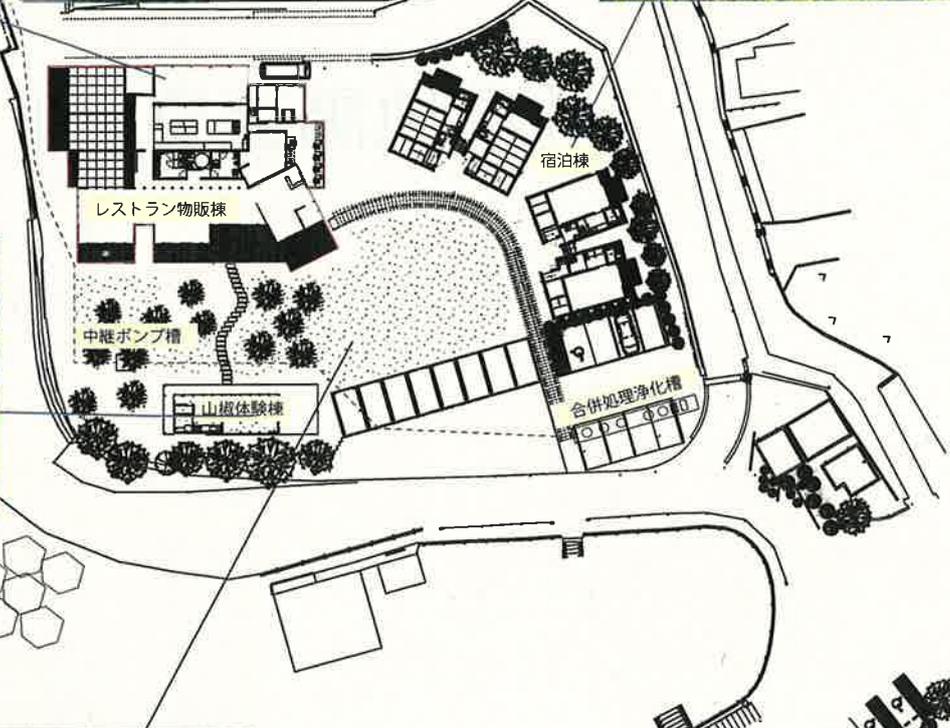
都市農山漁村総合交流促進施設
体験作業棟【体験交流工房わらし】



都市農山漁村総合交流促進施設
レストラン物販棟【あさぎり】



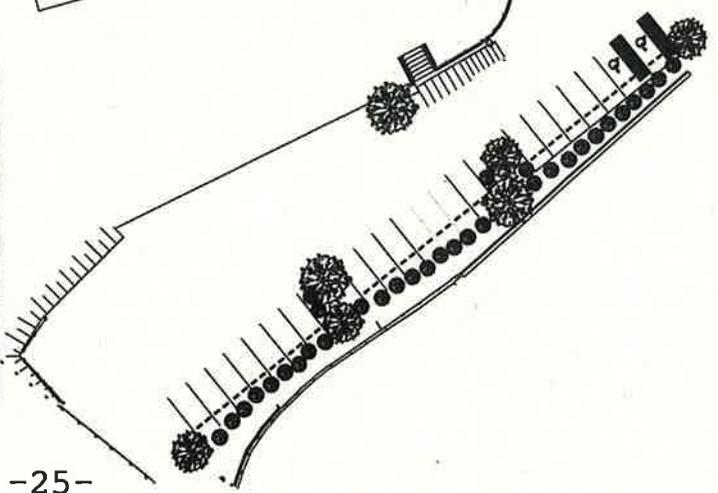
都市農山漁村総合交流促進施設
宿泊棟【あさぎり】



都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟



都市農山漁村総合交流促進施設 あさぎり全景



資料 4

「現地調查資料」

「有田川町 あさぎり交流施設」

有田川町における都市農村交流施設整備事業の概要

(国庫事業名) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

1、事業目的

本事業を活用して、有田川町清水地区内に点在する交流施設の中核となる都市農山漁村総合交流促進施設を新たに整備する。

具体的には、当該施設において、「保田紙作り」「わらぞうり作り」といった地域伝承技術の体験、日本一の生産量を誇る特産品「紀州しみずのぶどう山椒」を活用した「料理づくり体験」、「山椒加工品・地域農産物の販売」、さらに「レストラン」の整備による地域食材の提供を行う。

これらの取組により、地域住民の参加・協力を得ながら幅広い世代の都市住民の集客を図り、清水地区への交流人口を現状 185,000 人に対し、193,000 人に増加させる。

○計画名：清水地区活性化計画

○計画主体：有田川町・和歌山県

○国庫事業名：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(H22～H24)他

○地区名：有田川町清水地区

①事業主体：有田川町

②事業実施：H22～H24

③事業内容：都市農山漁村総合交流促進施設整備

実施設計 【H22 補助金 3,251 千円】

体験・作業棟、宿泊棟 【H23 補助金 104,249 千円】

飲食・物販棟 【H24 補助金 63,651 千円】

※飲食・物販棟は H25 繰越 【うち繰越分 補助金 40,191 千円】

④全体事業費：342,302 千円

⑤うち交付金：171,151 千円

○その他

平成 25 年 11 月 8 日(金)～9 日(土)

第 19 回全国棚田(千枚田)サミットが有田川町で開催

「有田川町どんどん広場」

どんどん広場施設 概要

販売所設立趣旨

野菜なども含めた周年栽培により、収入の安定と労力配分を図る。
消費者への直接販売ということで、販路開拓と高度な農業経営感覚を養う。
付加価値の高い特産品を開発し、より収益性の高い農業の確立を目指す。

施設建設の概要

平成12年度建設

農業構造改善事業（補助・国50%、県4.5%）による農産物加工販売施設の建設

所在地 有田川町庄1003-2

敷地面積 約2,000㎡

建築面積 約445㎡

うち販売所に係る面積 約150㎡

農産物加工に係る面積 約120㎡

研修室、ホール、トイレ等 約175㎡

事業費 153,000千円

施設建設 104,700千円

周辺整備 16,000千円

各種備品 22,200千円

設計委託 6,300千円

工事雑費 3,800千円

他に町単独で3,800千円（工事費、備品購入費、水道・農排負担金）

平成14年度建設

木の国「木の薫る店」モデル整備事業（県4,200千円）による農産物販売施設

所在地 有田川町徳田1191-1

敷地面積 約650㎡

建築面積 約73㎡

事業費 17,299千円

施設建設 13,103千円

周辺整備 3,220千円

設計委託 976千円

平成19年度

事務所及び休憩室棟 新築

所在地 有田川町大字徳田1191番地の4

販売状況

販売状況(概算値)

年度	販売額(千円)	来客数(人)
H 2 4	480,942	319,000
H 2 3	479,353	331,000
H 2 2	486,000	356,000
H 2 1	468,032	348,000
H 2 0	453,900	336,000
H 1 9	425,458	325,000
H 1 8	441,570	321,000
H 1 7	341,670	293,000
H 1 6	319,330	287,000
H 1 5	314,660	289,000
H 1 4	230,800	178,000
H 1 3	149,440	112,000

生産者会員数 現在約700戸

委託販売システム

委託販売手数料 農産物15%、加工品20~25%(町外5%増)
出荷形態 荷姿、価格は各自で(バーコード貼付)
販売精算管理 売れ残り品については鮮度により引き取り(軟弱野菜は当日)
レジを通過した商品のみ精算

「JA ありだ
AQ 総合選果場」

AQ総合選果場 概要

目的及び必要性

当地域は、温州みかんを中心とした柑橘類の販売額が農産物全体の販売額の8割程度を占める果樹生産に特化した地域である。農家の担い手不足や高齢化が進む中、産地を維持していくためには、農家の作業効率を向上させ労働環境を改善するとともに、「品質」に対する産地の信頼性を向上させ、消費者ニーズに対応した出荷を行い、高単価で販売を行うことが求められている。高性能・多機能な選果施設の整備により、「品質」に対する産地の信頼性をさらに向上させるとともに、新たな出荷先を開拓することで高単価での販売を実現し、担い手の育成につなげる。

事業の概要

平成22年度実施

事業名	強い農業づくり交付金事業
事業主体	ありだ農業協同組合
実施場所	有田郡有田川町中野5番地（AQ総合選果場）
事業内容	集出荷施設 柑橘非破壊糖酸センサー選果機12条 一式 処理能力 131.25t/日
事業費	585,690千円（うち国庫補助金 273,308千円）
竣工年月日	平成23年 3月 4日
使用開始年月日	平成23年 3月11日

利用状況(平成25年3月末現在)

利用農家数	555戸
作付状況	514ha
施設利用ピーク	12月中旬

年度別処理量（（ ）は利用率（利用実績÷目標値））
（目標値） 5,700t

平成22年度	4,599t（約80.7%）
平成23年度	7,967t（約139.4%）
平成24年度	7,767t（約136.2%）

収入実績（（ ）は収入実績割合（実績÷計画））
（目標値） 56,799千円

平成22年度	60,721千円（約106.7%）
平成23年度	124,603千円（約219.4%）
平成24年度	137,212千円（約241.6%）

